

福崎町文化

第29号 平成25年3月1日 兵庫県神崎郡福崎町福田176の1 福崎町文化センター発行

大正十四年三月五日に

弟柳田國男が来て

話のついでに云ふには

播磨風土記の研究は

文学・史学・地理学に亘る為

頗困難であるが（中略）

是非やつて御覧なさい

と云うた

井上通泰著

「播磨國風土記新考」より

播磨国風土記の地名が語る古代の神崎郡



近大姫路大学 松下正和

は風土記研究者としての側面が注目されてきた。現在の風土記注釈書においても、井上通泰の研究がもとになっているといつても過言ではない。

播磨国風土記の研究においてもそうであって、井上通泰の研究は、播磨國風土記研究のバイブル的存在であるといえよう。

よつて本稿では、播磨国風土記の神前郡条のうち福崎町域を中心として、井上通泰の風土記研究の成果や現在での評価にもふれながら、今もものは、後世に出来た別の書物に部分的に引用された「風土記逸文」を除き、播磨をはじめとして常陸・出雲・豊後・肥前のあわせて五ヵ国分

三〇〇年という節目の年にあたる。風土記とは和銅六年（七一三）の官命に応え、地方の各國府にて編纂された報告書であり、内容としては地誌といつてよいであろう。現存する

1. 播磨国風土記について

前述のように、風土記とは和銅六

年（七一三）に、朝廷から作成・提出されたが命じられた國別の地誌である（『続日本紀』同年五月甲子条）。風土記

というのは、國府などの諸官庁から上級官庁あるいは太政官へ上申する公文書の様式である。日本において風土記という名称が登場するのは、平安中期の学者三善清行が延喜十四年（九一四）に醍醐天皇へ提出した政治意見書である「意見封事十二箇

条」が最初であるといわれており、平安時代にまで待たねばならないようである。

うである。播磨の場合は、七一五年から七一七年頃に施行されていた地方制度である「國郡里」制にもとづく地名表記（「里」名）が見られる。朝廷から要請された記述項目の命を受けて間もない時期に作成されたと考えられている。とすれば、ことから、播磨国風土記は和銅六年

の物産や肥沃度を調査するのは、税率（伝承）についてであった。土地の物産や肥沃度を調査するのは、税率（伝承）についてであった。土地の誤解は、風土記が書物であるというものである。しかし、当初は「風土記」という書物ではなく、地方の各國府で編纂され朝廷に提出された報告書の体裁をとつていたようである。その証拠として、常陸國風土記の冒頭部では「常陸國司解し申す、古老の相ひ伝へたる旧聞の事」（原漢文、以下史料引用は全て書き下しする）とあるのが注目される。「解」というのは、國府などの諸官庁から上級官庁あるいは太政官へ上申する公文書の様式である。日本において風土記という名称が登場するのは、平安中期の学者三善清行が延喜十四年（九一四）に醍醐天皇へ提出した政治意見書である「意見封事十二箇

条」が最初であるといわれており、平安時代にまで待たねばならないようである。

従つて和銅六年の官命にも「風土記」を編纂せよとの文言はみあたらぬ。朝廷から要請された記述項目は、①郡郷の地名の好字（めでたい字）への改正、②郡内物産の目録、

③土地の肥沃状態、④山川原野等の物産や肥沃度を調査するのは、税率（伝承）についてであった。土地の物産や肥沃度を調査するのは、税率（伝承）についてであった。土地の誤解は、風土記が書物であるというものである。しかし、当初は「風土記」という書物ではなく、地方の各國府で編纂され朝廷に提出された報告書の体裁をとつていたようである。その証拠として、常陸國風土記の冒頭部では「常陸國司解し申す、古老の相ひ伝へたる旧聞の事」（原漢文、以下史料引用は全て書き下しする）とあるのが注目される。「解」というのは、國府などの諸官庁から上級官庁あるいは太政官へ上申する公文書の様式である。日本において風土記という名称が登場するのは、平安中期の学者三善清行が延喜十四年（九一四）に醍醐天皇へ提出した政治意見書である「意見封事十二箇

条」が最初であるといわれており、平安時代にまで待たねばならないようである。

京都の公家、三条西家の文庫に書写されたと考えられ、現在天理

大学附属天理図書館の所蔵（国宝）となつており、良質の写本としては唯一のものとなつてゐる。『天理図書館善本和書之部第一巻古代史籍集』（八木書店、一九七二年）で写真版を見ることができる。

播磨国風土記の研究は、嘉永五年（一八五二）に国学者の谷森善臣が三条西家の写本を筆写したのを始まりとみてよいだろうが、敷田年治『標注播磨風土記』（玄同社、一八八七年）や栗田寛『標注古風土記』（大日本図書、一八九九年）など本格的研究が進んだのは明治以降である。その中でも画期となるのが、井上通泰の『播磨国風土記新考』（大岡山書店、一九三一年）であろう。通泰が播磨に住んでいた期間自体は短かつたものの、大正一四年（一九二五）三月五日、弟の柳田國男が訪ねて来て話しかけて「播磨風土記の研究は文学・史学・地理学に亘る為頗困難であるが、あなたは幸国文・国史を兼修せられて居る上に播州の産で地理の研究にも便宜があるから是非やつて御覧なさい」と風土記研究を勧められたという。ちょうど『万葉集新考』を執筆している最中で毎日早朝から診療に従事し夕方に帰宅して執筆するのは夜間ばかりという



出典：平成24年度特別展図録

「播磨国風土記～いにしえの福崎地名探訪～」
(歴史民俗資料館)

2、神前郡のいわれ

神前郡のシンボル神前山

奈良時代の地方行政組織は、国・郡・里の三層構造で、郡は「里の母」といわれる。このうち福崎町域を中心として、井上通泰の『播磨国風土記新考』後記（一）によれば、神前郡には當時望岡・川辺・高岡・多駄・蔭山・的部の六里があった。人々の暮らしにもっとも近い組織が里である。里は、七世紀中葉に創出された戸の制度に由来し、七世紀末の天武朝末年から持続朝初年にかけて「五十戸」という表記を改めて「里」としたのであることが、近年の七世纪木簡の増大により判明している。

一方、播磨国風土記にみえる里名の変更記事は、庚寅年（六九〇年）に三月五日、弟の柳田國男が訪ねて来て話しかけて「播磨風土記の研究は文学・史学・地理学に亘る為頗困難であるが、あなたは幸国文・国史を兼修せられて居る上に播州の産で地理の研究にも便宜があるから是非やつて御覧なさい」と風土記研究を勧められたという。ちょうど『万葉集新考』を執筆している最中で毎日早朝から診療に従事し夕方に帰宅して執筆するのは夜間ばかりとい

うことができる。ただ、万葉集新考を完成した後は安心して急に衰えることを恐れ、氣を張らせようとしてわざと新考完成以前にこの話しを持ち出したのだと思つた通泰は、風土記研究にも挑戦しようと意を決したとある（『播磨国風土記新考』後記一）。

以下では播磨国風土記の神前郡条のうち福崎町域を中心として、井上通泰の風土記研究の成果をふまえつつ、今も福崎町内に残る風土記地名について具体的に見てみよう。

播磨国風土記によれば、神前郡には當時望岡・川辺・高岡・多駄・蔭山・的部の六里があつた。人々の暮らしにもっとも近い組織が里である。里は、七世紀中葉に創出された戸の制度に由来し、七世紀末の天武朝末年から持続朝初年にかけて「五十戸」という表記を改めて「里」としたのであることが、近年の七世纪木簡の増大により判明している。

集中している。この年は庚寅年籍とよばれる戸籍が作成された年にあたり、戸を単位として人々を戸籍に登録することと、里の編成作業が対応していたということがうかがえる。また里は五〇戸よりなり、一つの里には二、三の村を含んでいるといわれている。さらには戸の編成は、一つの戸から一人の兵士を徵発できる組織であり、村などの自然な人の集まりとは異にするものであった。

古代の神前郡の範囲は、北限の望岡里に生野を含むことから、北に開いていたようである。市川の上流部より南を神崎郡と考えれば合理的な範囲もある。福崎町域に相当するものは、川辺里の南側（旧田原村付近）、高岡里（旧福崎村付近）、多駄里の北側（旧八千種村付近）とみてよいだろう。

承平年間（九三一～九三八）に成立したとされ、日本で最古の百科事典といわれる『倭名類聚抄』では神崎郡内に埴岡・蔭山・川辺・的部の四郷が記され、高岡・多駄の二郷が消滅しているかわりに、新たに櫛田郷の名が見える。在地における新たな村落形成の動向の中で周辺の里と

ともに新たな郷に再編されたのであらう。福崎町内における里から郷への変化の要因や実像については、七世紀以降の集落跡の発掘調査成果と合わせながら検討する必要があるのを今後の課題としたい。その後は、平安時代後期に市川を境にして神東・神西の二郡に分離し、明治二九年（一八九六）の郡制施行により両郡が合併して神崎郡が成立する。

播磨国風土記神前郡条によれば、神前郡の地名は伊和大神の子で建石敷命が山使村の神前山に鎮座することに由来するという。つまり、カムサキ（カンザキ）という地名由来のと考へられていた。神前山の比定地については、井上通泰が吉田東伍著『大日本地名辞書』の「鶴居村大字神前の神前山」説を誤りとし、「福崎町大字山崎の山にて、一名を山崎山又千束山」であるとしたのは、地元出身者である通泰の卓見であつた。神前山の南麓に二之宮神社（俗に山崎明神）があり、福崎駅の北にみえる森こそが建石敷命の「御座」（鎮座地）であるとした。なお現在地元では、「建石敷命」を「たていわしきのみこと」と呼んでおられるが、記紀神話で有名なヤマトタケルノミ

コトが『古事記』では「倭建命」と記載されていることなどから、古代では「たけいわしきのみこと」と呼ばれていた可能性が高い。

南麓に二之宮神社を擁する神前山の山頂には磐座（巨石）があり、おそらくは建石敷命の依代であり、二之宮神社の社地 자체はもともとその遙拝所の意味を持っていたのではないか。『兵庫県神社誌』（兵庫県神職会、一九三八年）所収の「神社調書」には同社の祭神として建石敷命を挙げている。宍粟市一宮町伊和神社に鎮座する伊和大神は巨石信仰を持つ集団が奉斎する神であると考えられるため、その御子神である建石敷命の依代と考えられる巨石が二之宮神社の北側の神前山に存在する。

現在その磐座は注連縄で飾られ、道中の登山道も昨年秋に整備され以前よりも登りやすくなつた。神前郡の地名由来ともなつた神前山に是非お立ち寄りいただきたい。

神前山のある付近一帯は山崎と呼ばれる地域であり、近世では山崎村、中世には『播磨国内神明帳』の神崎

郡十二社中に山崎明神の存在がみえられたため、風土記にみえる「山使村」は「山崎村」の写し間違いの可能性がある。また、鎌谷木三次氏によれば、二之宮神社内の摂社「山寄明神」（祭神はウガノミタマ）も、山崎明神が後に誤って（「崎＝寄」の字が「寄」として）伝えられたものであるという。高岡荘（郷）の二宮で中世にまで遡る可能性が高く、文明年間（一四六九一八七）に二之宮神社が高岡字塩田から現在地に遷祀された際に、山崎明神が二之宮神社の下に位置づけられたという。ただ、私自身は二之宮神社内に摂社としての「山寄明神」を確認するにいたつていない。地元の皆さんからの情報をお寄せいただきたい。



神前山の巨石

さて、神前山に鎮座するという建石敷命には、巨石信仰集団の奉斎神の一面とともに、「荒ぶる神」の一面も有していると思われる。坂江渉氏によれば、神前・神崎（カンザキ）という地名に関わる神は、一般に交通妨害神としての「荒ぶる神」の性格があるという。例えば、播磨国風土記賀古郡粟々里舟引原条には「昔、神前村に荒ぶる神ありて、毎に行く人の舟を半ば留めた」ので、往来の船は印南の大津江（加古川河口部）に留まり、川を遡つて賀意理多谷より引き出して赤石郡林潮（明石市林）まで船をくだすのが常であった、といふ。一般に海や川などの水辺、内陸部の往来路などに向けて、山や長い尾根の先端が突出するような地形（崎や岬）のあたりは、水の流れが速く複雑であつたり、尾根上や谷筋から吹き付ける風が激しかつたりするところが多い。そこを通過する人間にとつては恐ろしく、危険な箇所であつたと考えられる。そのような場所における自然や地形環境への畏怖そのものが、各地の「神前（神崎）」の地における、荒ぶる神の伝承形成につながつたのであろう、と坂江氏は指摘する。思えば、神前山（千束山）のある場所も、市川にせまり、

南北を貫く交通路（市川西岸沿いの「但馬道」、県道405号甘地福崎線）が狭くなる箇所であった。この点にかかるて、柳田國男も「センゾクという所」という一文において重要な指摘をしている。

播州でも、辻川の少し北にある山崎というあたり、市川の流れに山裾の崖がせまるところが、洗足とよばれていた。今は千束と書いている。

暗夜などにあの崖の下の川っぷちに沿った狭い道を歩いていると、崖の上方から大きな足が出て、通る人の頭越しに川の水で足を洗うという話が伝わっており、それで洗足といふのだと、土地の人はいっている。

またこの点に関連して注目したいのは、二之宮神社東殿の祭神に坂戸神が鎮座することである。前述の『兵庫県神社誌』にも二之宮神社の祭神は大年神・坂戸神とある。建石敷命の鎮座する神前山の北麓には今も「坂戸」の地名がある（市川町）。古市晃氏によれば、「サカト」という地名には、坂の前に戸（門）があるような状態をいい、坂にさしかかる手前の平地の意味があるという。しばしば土地の境界となる場所であり、神が祀られることも多かった。このように、古代の人々は交通の難

所であつた千束付近を無事通過できるように、地元で建石敷命を祀る祭りをおこなつていたのであらう。荒ぶる神「建石敷命」をして神話的に表現されたといえよう。いずれにせよ、建石敷命は神前郡開拓のシンボル的存在だったのであらう。

3、高岡里

神々しい山々に抱かれた里

高岡里条には、地名由来となつた「高き岡」、神前山、奈具佐山（七種山）という地名が登場する。風土記の記述によれば、高岡里の範囲は神前山と七種山を含む一帯となる。

市川の西岸、福崎町高岡が遺称地である。中世には鎌倉期から南北朝期にかけて「高岡荘」があつた。

高岡里の地名由来は、「此の里に高き岡有り」とだけ記し、神々などが登場するような豊かな説話はない。

おそらく神前郡冒頭部で神前郡や神前山の地名起源説話が紹介されたためか、非常に淡泊な記述である。高岡里の地名由来となつていている「高岡」の比定地は、里一帯を望みみることのできる位置にある山が想定され、

里の開発に関わる重要な地であり、高橋明裕氏によれば、その「岡」は、

（福崎面）に立地している。古墳時代から奈良時代にかけての中心的な集落の立地は、中下位段丘面や山地

に向かつてみえる高岡に所在する秀麗な姿の標高二二五メートルの山丘ではないかと想定されている。また、奈具佐山は、現在の七種山に相当すると考えられるが、風土記はその地名由来を「其の由を知らず」として明らかにせず、また七種山の南北五〇〇メートルの山中があり、修驗道の行場であつた七種滝や、七種川の右岸にある金剛城寺についても触れることはなく、ただ植生として檜が特産であることを示すのみである。

このように淡泊な記述の高岡里ではあるが、地名由来となつた「高き岡」、神前山、奈具佐山が存在することから、神々しい山々に囲まれた里であつたといえよう。神崎郡の地名由来ともなつた神前山を含むことからも、神前郡の空間認識上における高岡里の位置が相対的に高かつたことを示している。

また、高橋明裕氏によれば、高岡里の展開は河岸段丘や氾濫原の開発と密接に関連するという。七種川と市川が合流する地帶は歴史時代において河川の旧流路が入り乱れ、氾濫原が広がっていた。町内においては、

福田・福崎・辻川などの前近代から続く集落及び街道は最低位の段丘面

（福崎面）に立地している。古墳時代から奈良時代にかけての中心的な集落の立地は、中下位段丘面や山地

の防衛などの過去の伝承が、荒ぶる神「建石敷命」として神話的に表現されたといえよう。いずれにせよ、建石敷命は神前郡開拓のシンボル的

存在だったのであらう。

このように、段丘面（福崎面）の開発は「高位から低位へ」と広がつていったという。平野部よりも山丘に注目が集つたのもこのような開発の時期差に影響があるのかもしれない。

なお、筆者は、高岡里を交通の要衝として注目している。福崎・辻川から東は北条へ、西は安志・山崎へと至る東西交通と、市川右岸筋の南北交通との結節点に位置しているからである。神前山に鎮座する建石敷命が伊和大神の御子神であることがらも、同地と宍粟（宍粟）郡との密接なつながりも考えられる。近世国

絵図の道がどこまで遡るのかは別途検証が必要であるが、播磨の元禄国絵図を参考にすれば、ルートとして接なつながりも考えられる。近世国

は福田から高岡を経由して夢前町前に庄に抜ける板坂峠越え（県道406号田口福田線から県道407号線前之庄市

川線）か、西治から香寺町久畑に抜ける県道23号三木宍粟線沿いが想定される。

いざれにせよ、高岡里は、建石敷命（伊和大神）を奉斎する集団との関わりが考えられ、また必ずしも政治的・生産的な中心地ではなかつたが、神前郡のシンボリックな中心地であつたといえよう。

4、多駄里—佐伯直氏ゆかりの地

多駄里条には、邑日野、八千軍野、梗岡という地名が登場する。八千軍野は福崎町八千種に、梗岡は姫路市船津町八幡にある「糠塚」にそれぞれ比定されており、姫路市山田町多田が多駄里の遺称地となつてゐる。風土記の記述によれば、多駄里的範囲としては、北は八千種から南は姫路市船津町八幡や山田町多田を含む一帯となる。中世には南北朝期から戦国期にかけて「八千草村」という村名があつたが、近世にはみられない。近代に入り、明治九年（一八七六）に、鍛冶屋・小倉・庄・余田の四カ村が合併して「八千種村」が成立した。近代に入り古代の名称が復活する事例として興味深いが、その経緯は不明であり、今後の解明が待たれるところである。

多駄里の地名由来は、播磨国風土記神前郡多駄里条によれば、佐伯部の始祖である阿我乃古が、応神天皇に対しこの土地を「直に（直接に）請うた」からだという。佐伯（部）とは、ヤマト王権により移住させられた蝦夷やその末裔と称する集団である。戰闘などで捕虜となつたものといわれている。播磨国内では、加古川流域の印南郡・賀古郡・美囊郡・賀毛郡、市川流域の神前郡、揖保川流域の揖保郡に、蝦夷の後裔としての佐伯と、管理者としての地方豪族である佐伯直氏が分布していることとが明らかとなつてゐる。

神前郡内では、旧大河内町にあたる大川内と湯川にそれぞれ三十人ほどの「異俗人」が住んでいることが、播磨国風土記の記述からわかる（神前郡望岡里条）。この習俗を異にする人が蝦夷を指す可能性の高いことは、弘仁六年（八一五）に成立した平安時代の諸氏族の系譜集である『新撰姓氏録』所収の佐伯直氏の系譜伝承からいえる。それによれば、応神天皇が針間（播磨）に巡行した際に、稻背入彦命の子孫伊許自別が、当郡の瓦村（香寺町香呂にあてる説あり）の川上にいる蝦夷らを発見し、後に彼らは佐伯と改められた。また、

天皇は伊許自別に対して「宜しく汝、君としてこれ（佐伯）を治むべし」と勅し、針間別佐伯直氏の名を与え、庚午年（六七〇）には佐伯直氏に改姓されたという氏族伝承である（右京皇別佐伯直条）。蝦夷の系譜を引く佐伯（部）とその管理者である佐伯直氏という氏族は、神前郡を流れる市川の中流域から上流域にかけて居を構え、その有力な根拠地の一つが望岡里からの部里の間にあつたと考へられるのである。

さて、多駄里の地名起源説話に登場した、応神天皇に土地を与えてほしいと直接願い出たというアガノコは、「日本書紀」にも見える。仁徳天皇が雌鳥皇女を妃にむかえようと隼別皇子をつかわしたが、皇子は密かに皇女を妻としてしまつた。怒つた天皇は、播磨の佐伯直阿俄能胡を派遣し皇子・皇女ともども殺してしまう（仁徳天皇四〇年二月条）。ところが、後に阿俄能胡は、仁徳の意に反し皇女が身につけていた玉まで奪つていたことが判明し、贖罪のため天皇に私地を献上することになつたとある（同是年条）。なお、播磨の佐伯直氏が神前郡にも居住したこととは、賀毛郡にあつた既多寺（加西市殿原廢寺と関連）で天平六年

（七三四）に写経された大智度論卷三十六の知識名（スボンサ）に「佐伯宜（直の誤りカ）等美女」とみえることからもうかがえる（『加西市史第一巻』）。神前郡と賀毛郡との文化的つながりもうかがえて興味深い。

佐伯直氏の職掌としては、佐伯部を率いて朝廷に軍事的に奉仕することが一般に説かれている。しかし、佐伯直氏は、軍事的奉仕の他にも、禁野（禁獵区）の管理にもたずさわっていたようである。なぜなら、佐伯直氏と佐伯部の分布状況は、禁野の所在地を包摂しているからである。

賀古郡・印南郡・賀茂郡にあつた（日本三代実録）元慶六年（八八二）二月二一日己未条）。

ここで、佐伯直氏や佐伯部と禁野の相関関係を示す説話を紹介してみたい。仁徳天皇が摂津の菟餓野の地で皇后とともに鹿の鳴き声を聞いて慰みとしていたところ、ある日鳴き声がしなくなつた。ちょうど猪名県から食肉が贊（天皇への献上物）として貢納されてきたところから、鹿を殺したのが猪名県の佐伯部であることが判明する。そのため天皇は怒

つて安芸国へ遠ざけたとするものである（『日本書紀』仁德天皇三八年七月条）。この伝承の核となる事実としては、佐伯部が狩猟を特技とする部民であり、猪名県からの食料の貢納を日常の職務としていたという点である。ここから、王権の狩猟地としての禁野が確保され、狩猟民としての佐伯部が軍事的に配置されていたことがわかる。播磨における、佐伯直・佐伯部の分布と禁野との密接な関連は、すなわち大化前代の佐伯直氏による禁野の管理という職掌を表しているとみてよいだろう。

崎から福崎新、西治、高橋、南田原
姫路市船津の一帯の市川沿岸の氾濫
原地帯、つまり町内では七種川と市
川の合流点下流の氾濫原にあたる可
能性が高いという。小字が古代まで
遡るかどうかは別途検証が必要であ
るが、七種川が屈曲している辺りに
「野添」、西治側に「北野添」「下
野添」、船津町の北辺にも市川沿い
に「上野添」「下野添」の小字名が
存在していることが注目される。ま
た、河原沿いに「河原」小字は珍し
くないものの、福崎町内の市川沿い
で小字名「河原」がある地域として
は西治と福崎新にかけての市川右岸
に「下河原」「東河原」の小字名が
存在することに注意しておきたい。

多駄里条にみえる梗岡は、天日梓命と伊和大神が相争った際に、伊和大神の軍が集まつて稻を春つた糠が集まつてできた丘であり、別名「城牟礼山」ともいうと伝える。また、応神天皇の頃に、渡來した百濟人らが古代の山城を築き、その百濟人の子孫が川辺里の三宅人^{みやけひと}荒人^{あらひと}であると伝えている。なお、神前評川辺里の三宅人荒人という人物によつて、僕が献上された荷札木簡が藤原京から出土していることからも、風土記の伝承が単なる作り話だと捨て去ることはできないであろう。

の狩獵伝承が記されている。勢賀の地名由来として、応神天皇がこの川岸の盆地で狩りをした際に、猪や鹿をたくさんここにセメ出して殺したので勢賀というとある。弓矢で獲物を射止めた場合は、その旨を明記しているので、ここでは猟犬による狩りもあつたと考えてよいだろう。犬養部の目的としては、猟犬ではなく番犬の飼育が有力視されているが、応神の猟犬伝承の分布から、両者は無関係ではないと考えられる。神前郡には、王が巡行する際に猟犬を提供しうる犬養部が存在していたのであろう。

おわりに

紙幅も尽きたため、これまでの考察を簡単にまとめておきたい。

第一に、神前郡の地名由来となる神前山のある福崎町は、古代の神前郡にとつて重要な地域であつたこと。

第二に、古代の町域では、播磨国内最大の地域勢力である伊和大神を信仰する集団（市川右岸地域や多駄里南部）と、佐伯直氏など中央政治集団の支持を得た集団（市川左岸地域、望岡里・多駄里）が対峙していたこと。

第三に、アメノヒボコを奉斎する集団（多駄里北部）や百濟系渡来人勢力（多駄里南部、川辺里）も混在しており、ヤマト王権にとつても重要な拠点であつたこと、がいえよう。これらの問題は、神前郡内（福崎町内）にとどまらず、宍粟や賀毛、飾磨などの隣接の諸郡との関連や中央の政治構図、東アジア全体の変動の中に古代の神前郡が位置していたことの証左である。

もし、拙稿を拝読いただき播磨国風土記に興味をお持ちになられたら、町立図書館にある風土記の注釈書を是非ご覧いただきたい。風土記本文と訓読、注釈のある秋本吉郎『日本古典文学大系2 風土記』（岩波書店、一九五八年）、植垣節也『新編

日本古典文学全集5 風土記』（小

学館、一九九七年）や、現代語訳された吉野裕『東洋文庫 風土記』（平凡社、一九六九年）がお勧めである。

テーマ別の解説としては、筆者自身もかかわっており手前味噌ではあるが、坂江渉編『風土記から見る古代

の播磨』（神戸新聞総合出版センター、二〇〇七年）も播磨国風土記入門として工夫を凝らしている。また、

柳田國男の弟である松岡静雄も『播磨風土記物語』（刀江書院、一九二七年）を記している。詳しく紹介で

きなかつたが、通泰の記述や関心の違いを比較してみるのも興味深いであろう。

【参考文献】

井上通泰の『播磨国風土記新考』（大岡山書店、一九三一年）、『福崎町史第一巻』（福崎町、一九九四年）、

坂江渉編『風土記から見る古代の播磨』（神戸新聞総合出版センター、二〇〇七年）、鎌谷木三次『風土記を中心とする播磨国郷土誌の研究

神前郡の部』（二〇〇八年）、柳田國男『故郷七十年（新装版）』（神戸新聞総合出版センター、二〇一〇年、初出は一九五九年）、松下正和

名が語る古代の神崎郡（井上通泰の『播磨国風土記研究』をもとにしたものが、福崎町立神崎郡歴史民俗資料館連続講座④での講演「ふるさとの地

本稿は、二〇一二年一一月一七日に、福崎町立神崎郡歴史民俗資料館連続講座④での講演「ふるさとの地

晃「神前山と坂戸の神」（『ふくさき再発見～歴史をたずねて～』同セミナー、二〇一二年）、『播磨国風土記～いにしえの福崎地名探訪～』（福崎町教育委員会、二〇一二年）

【謝辞】

本稿は、二〇一二年一一月一七日の調査に際してご教示を賜つた同館と柳田國男・松岡家記念館の

学芸員の皆様にお礼申し上げます。



神前山山頂での風土記解説